

申請手続きの留意点

日本歯科理工学会
称号認定審査委員会

1 . Dental Materials Adviser の資格

以下の要件をすべて満たす場合に資格を授けます。

- 1) 日本歯科理工学会会員歴 3 年以上の者
- 2) 細則に定める得点を有する者

2 . Dental Materials Senior Adviser の資格

以下の要件をすべて満たす場合に資格を授けます。

- 1) 日本歯科理工学会会員歴 5 年以上の者
- 2) Dental Materials Adviser である者、あるいは大学・企業における研究歴を有する者、あるいは関連学会の認定医である者
- 3) 細則に定める得点を有する者

* Dental Materials Senior Adviser の申請要件を満たされている方は、Dental Materials Adviser を飛び越して Dental Materials Senior Adviser の申請を行うことができます。

また、Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser の両方の申請要件を満たされている方は、Dental Materials Adviser のみ、Dental Materials Senior Adviser のみ、Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser 合わせての申請も可能です。

3 . 称号認定申請書類

称号認定申請書類は、Dental Materials Adviser , Dental Materials Senior Adviser とともに同じ書式（様式 1 , 2 , 3 ）となっております（複製使用可）。

4 . 様式 1 への記入について

- 1) 申請者氏名欄には氏名、ふりがなをご記入のうえ、ご印鑑をご捺印下さい。
- 2) Dental Materials Adviser , Dental Materials Senior Adviser それぞれの申請該当欄に印をお付け下さい。
- 3) 書類の最下欄に申請年月日をご記入下さい。

5 . 様式 2 への記入について

1) 履歴書

書類の最上欄に記入日を、氏名欄には氏名、ふりがなをご記入のうえ、ご印鑑をご捺印下さい。

その他の欄につき、漏れなくご記入下さい。

2) 学歴および職歴

学歴は大学・専門学校卒業からをご記入下さい。

学歴に続けて、現在に至るまでの職歴を年代順にご記入下さい。

3) 研究歴 (Dental Materials Senior Adviser 申請者は必須)

Dental Materials Senior Adviser を申請される方は、該当専門分野に関する研究歴をご記入下さい。

該当専門分野における研究歴をお持ちでない方は、その分野における学会認定医であることが必要となりますので、認定資格証のコピーを添付して下さい。

4) 歯科医師，歯科技工士，歯科衛生士等の資格をお持ちの方は、登録番号，取得年月日をご記入下さい。

5. 様式3への記入について

1) 書類の最上欄に氏名をご記入下さい (捺印は不要)

2) 学会加入年月日

申請時において、Dental Materials Adviser は3年以上、Dental Materials Senior Adviser は5年以上の会員歴が必要になります。加入年月日がお分かりにならない方は、学会事務局までお問い合わせの上、ご記入下さい。

3) 学術論文業績 (関連学会を含む)

過去5年間の業績が対象となります。

日本歯科理工学会機関誌 (日本歯科理工学会誌、Dental Materials Journal) やその他の学術誌において発表した論文を、発表年次の順に記載してください。なお、投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限りです。

著者名 (申請者氏名に下線) 論文名、掲載誌名、巻、頁、年を記入してください。

共著の場合も業績として有効です。

各学術論文掲載誌の表紙ならびに論文掲載頁のコピーを添付してください (別刷の提出でも可)。

4) 学会発表業績 (関連学会を含む)

過去5年間の業績が対象となります。

発表者名 (申請者氏名に下線) 演題名、学術大会名、発表年月日を記入してください。

筆頭発表者，共同発表者いずれの場合も業績として有効です。

抄録集に掲載された各抄録のコピーを添付してください。

5) 課題レポート

上記3)4)の業績を審査のうえ、Adviser 合計5点以上、Senior Adviser 合計15点以上と判定された場合、面接審査いたします。点数が不足する場合は、課題レポート提出による加点 (1編につき最高5点) が可能です。

内容は、日本歯科理工学会学術講演会・地方会・研修会 (認定講習会等) における講演を聴講してのレポート、あるいはDE誌掲載論文に関するレポートとします。

形式は任意ですので、別紙に適宜作成し、添付してください。

* Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser の取得に必要な得点は以下の通りとなります。

日本歯科理工学会称号認定制度施行細則（抜粋）

第3条 規則第4条の資格要件における得点は、次のように定める。過去5年間で、下記の項目における得点総計が Dental Materials Adviser では5点以上、Dental Materials Senior Adviser では15点以上とする。

- (1) 学術論文等1編につき最高5点とする。
- (2) 学会発表（関連学会を含む）1件につき最高3点とする。
- (3) 認定審査委員会が指定する課題（学術講演会・地方会等における講演あるいは DE 誌の論文）に関するレポートの提出1編につき最高5点とする。
- (4) 提出書類の得点の詳細については、認定審査委員会で判定する。

6. 称号認定申請料について

称号認定申請料は、Dental Materials Adviser , Dental Materials Senior Adviser とともに5,000円となります。下記の郵便振替口座にご送金のうえ、払込金受領証のコピーを申請書類とともにご提出下さい。登録料につきましては、審査終了後にお振込みの連絡をさせていただきます。

* 称号認定申請料送金先（郵便振替によること）

口座番号：00100-6-591858

加入者名：日本歯科理工学会称号認定審査委員会

7. 称号認定審査委員会による面接審査について

書類審査に合格された方に対して、称号認定審査委員会による面接審査を行います。

面接の日時につきましては追ってご連絡をいたしますが、日本歯科理工学会学術講演会の会期中に開催することを予定しております。

以上